

**改正**

平成22年3月17日告示第32号

平成22年8月19日告示第134号

平成24年3月28日告示第27号

平成25年3月25日告示第24号

平成25年4月1日告示第27号

平成28年3月28日告示第41号

日野町障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号および日野町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年日野町規則第29号）第26条第4号に規定する移動支援事業について、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」）に定めるもののほか、必要な事項を定め、屋外での移動に制限のある障害者または障害児（以下「障害者等」という。）に対して外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域における自立生活および社会参加を促進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

(事業の実施)

**第2条** 町長は、この事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託して実施するものとする。ただし、当該社会福祉法人は、法における指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に適当と認めた特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他法人または任意団体に委託することができる。

3 第1項により委託した社会福祉法人または前項により委託した特定非営利活動法人その他法人もしくは任意団体の事業所（以下「事業所」という。）が車両を使って障害者等を移送する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）その他の法令に抵触する行為をしてはならない。

(事業内容)

**第3条** 町長は、障害者等が外出する場合において次の各号に掲げる移動支援（以下「サービス」という。）を個別に行うものとする。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出は、対象としない。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出
- (3) 次のアまたはイを理由とするやむを得ない場合の通学および通所等の外出であって個別ケース会議において必要と認められたもの
  - ア 介護者の疾病等による不在時
  - イ 介護者の就労
- (4) 障害の特性上、車中でなければ支援が成り立たない場合の外出であって個別ケース会議において必要と認められたもの

2 前項各号に掲げるサービスは、同項第1号、第2号および第4号のサービスにあつては合わせて1月に30時間を、同項第3号のサービスにあつては同号アおよびイによる理由のものを合わせて1月に46回をそれぞれ限度とする。ただし、個別ケース会議において当該利用限度を超過することを認めた場合は、この限りでない。

3 サービスの提供は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。

4 第1項各号に掲げるサービスの方法は、次の各号に掲げるいずれかによるものとする。

- (1) 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる個別支援
- (2) 屋外でのグループワークおよび同一目的地または、同一イベントへの参加等の複数人が同時に参加するグループ支援（ただし、行動援護の支給決定基準に該当する者は、原則として利用できない。）

(対象者)

**第4条** この事業の対象者は、日野町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する障害者等であつて、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。ただし、法または介護保険法（平成9年法律第123号）において移動を伴うサービスが提供される場合は、法または介護保険法のサービスを優先する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次に掲げるもの
  - ア 視覚障害者
  - イ 全身性障害者および全身性障害者に準ずる者（重度の脳性麻痺や進行性筋萎縮性疾患等か

ら四肢のすべてに機能障害があり、下肢機能障害もしくは体幹機能障害または移動機能障害が3級以上の者をいう。)

ウ 脊髄損傷等であって下肢機能障害2級以上の者または体幹機能障害もしくは移動機能障害3級以上の者であって常時車椅子を利用しているもの

(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(次号において「精神障害者」という。)。ただし、前号に該当する者を除く。

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児および精神障害者のうち18歳未満である者。ただし、身体障害児にあつては第1号に該当する者に限る。

(5) 前4号に定めるもののほか、発達障害児(者)、高次脳機能障害児(者)等であつて個別ケース会議等で認めた者

(利用の申請)

**第5条** 事業を利用しようとする障害者等およびその保護者(以下「申請者」という。)は、日野町障害者地域生活支援事業利用申請書(別記様式第1号)により町長に申請するものとする。

(利用の決定等)

**第6条** 町長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、サービスの利用の可否を決定するものとし、利用の決定を行ったときは、日野町障害者地域生活支援事業利用決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知し、および日野町障害者地域生活支援事業受給者証(別記様式第3号)を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用の却下を決定した場合は、日野町障害者地域生活支援事業利用却下通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(利用決定の有効期間および更新申請)

**第7条** 前条の規定による利用決定の有効期間は、決定を行った日から起算して最初に到達する6月30日までとする。ただし、申請者が18歳未満の場合は、18歳に達する日の前日の属する月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第28条に規定する障害福祉サービスにおいて1年未満の有効期間が決定されている場合については、手続きの利便性を配慮し、別に有効期間を定めることができる。

3 申請者は、有効期間満了後も引き続きサービスを利用するときは、有効期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更および廃止)

**第8条** 申請者は、次に掲げる事項に該当する場合は、日野町障害者地域生活支援事業登録変更(廃止)届(別記様式第5号)により速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 申請者の住所または氏名を変更した場合
- (2) 申請者の心身の状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

**第9条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による利用の決定を取り消すことができるものとし、当該利用の決定を取り消したときは、日野町障害者地域生活支援事業取消し・中止通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不適當または虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不適當と認めた場合

(利用の方法)

**第10条** 申請者がこの事業を利用しようとするときは、日野町障害者地域生活支援事業受給者証を事業所に提示し、利用契約を締結した上で、直接サービス提供の依頼をするものとする。

(費用)

**第11条** サービスを利用した者(以下「利用者」という。)は、要する費用のうち実費相当額を事業所に支払うものとする。

2 利用者は、移動に伴う交通費、有料道路通行料、有料駐車場料等が生じた場合は、前項の実費相当額とは別に負担するものとする。ただし、事業所のサービス従業者にかかる食事代については、席料や飲食を伴うことを必須とする状況におけるサービス提供である場合を除き、利用者の負担を要しない。

3 利用者が支払う実費相当額については、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1の定めとおり、その全部または一部を減免することができる。

- (1) 利用者の属する世帯が被保護世帯である場合
- (2) 利用者の属する世帯(障害者にあつては、当該障害者およびその配偶者をもって利用者の属する世帯とする。)が住民税非課税世帯である場合

4 日野町が主催、共催または後援する会議、大会等に参加する障害者等から事前に申し出があり、町長が必要と認めた場合は、利用者の経費の全部を免ずるものとする。

(委託料)

**第12条** 町長は、次項の費用から前条の実費相当額を除いた額を事業所に対して支払うものとする。

2 事業所がサービスを提供した場合の費用の単価は、別表第2に定める基準額の単価とする。

3 前項において、移送行為そのものの時間（事業所の従業者が運転している時間をいう。）は、費用算定には含めないものとし、当該移送にかかる経費は、道路運送法その他の法令に抵触しない範囲で事業所が必要に応じて実費相当額として利用者に請求することができる。ただし、第3条第1項第4号のサービスにあつては、移送行為の時間を算定に含めるものとする。

(委託料の請求)

**第13条** 事業所は、前条の委託料を請求しようとするときは、日野町障害者地域生活支援事業請求書（別記様式第7号）に日野町障害者移動支援事業利用実績記録票兼明細書（別記様式第8号）を添えて町長に請求するものとする。

(実施状況の報告等)

**第14条** 町長は、事業の適正な運営を図るため、第2条の規定により委託したものに対し、実施状況の報告を求め、調査を行うことができる。

(遵守事項)

**第15条** 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業所は、公正かつ公平なサービスを提供しなければならない。

3 事業所は、従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業所は、サービスの提供時に事故が発生した場合は、町長および利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業所は、従業者、会計および利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した年から5年間保存しなければならない。

6 事業所および従業者は、正当な理由なく職務上知り得た申請者に関する秘密を漏らしてはならない。当該従業者がその職を退いた後も同様とする。

(その他)

**第16条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成22年3月17日告示第32号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年8月19日告示第134号）

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日告示第27号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月25日告示第24号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日告示第27号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月28日告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

別表第 1 (第11条関係)

区分	減免等
生活保護 利用者の属する世帯が被保護世帯 である場合	移動サービスにかかる実費相当額としての経費の全部を免 ずる。
低所得 利用者の属する世帯が市町村民税 非課税世帯である場合	移動サービスにかかる実費相当分としての経費の全部を免 ずる。
一般世帯 利用者の属する世帯が町民税課税 世帯である場合	減免なし。

別表第2（第12条関係）

1 第3条第1項第1号および第2号のサービスにかかる単価

（1）身体障害者・精神障害者の単価

利用時間	報酬単価（従事者対利用者の割合別）			
	1対1	1対2	1対3	1対4
20分以上30分未満	1,780円	1,340円	1,070円	890円
30分以上1時間未満	2,820円	2,120円	1,690円	1,410円
1時間以上1時間30分未満	4,100円	3,080円	2,460円	2,050円
1時間30分以上2時間未満	4,770円	3,580円	2,860円	2,390円
2時間以上2時間30分未満	5,440円	4,080円	3,260円	2,720円
2時間30分以上3時間未満	6,110円	4,580円	3,670円	3,060円
3時間以上3時間30分未満	6,780円	5,090円	4,070円	3,390円
3時間30分以上4時間未満	7,450円	5,590円	4,470円	3,730円
4時間以上4時間30分未満	7,950円	5,970円	4,770円	3,980円
4時間30分以上5時間未満	8,450円	6,350円	5,070円	4,230円
5時間以上5時間30分未満	8,950円	6,730円	5,370円	4,480円
5時間30分以上6時間未満	9,450円	7,110円	5,670円	4,730円
6時間以上6時間30分未満	9,950円	7,490円	5,970円	4,980円
6時間30分以上7時間未満	10,450円	7,870円	6,270円	5,230円
7時間以上7時間30分未満	10,950円	8,250円	6,570円	5,480円
7時間30分以上8時間未満	11,450円	8,630円	6,870円	5,730円
以下30分を超えるごとに	500円	380円	300円	250円

（2）知的障害者の単価

利用時間	報酬単価（従事者対利用者の割合別）			
	1対1	1対2	1対3	1対4
20分以上30分未満	2,040円	1,530円	1,220円	1,020円
30分以上1時間未満	3,230円	2,420円	1,940円	1,620円

1 時間以上 1 時間30分未満	4,690円	3,520円	2,810円	2,350円
1 時間30分以上 2 時間未満	5,620円	4,220円	3,370円	2,810円
2 時間以上 2 時間30分未満	6,550円	4,910円	3,930円	3,280円
2 時間30分以上 3 時間未満	7,480円	5,610円	4,490円	3,740円
3 時間以上 3 時間30分未満	8,410円	6,310円	5,050円	4,210円
3 時間30分以上 4 時間未満	9,340円	7,010円	5,600円	4,670円
4 時間以上 4 時間30分未満	10,040円	7,540円	6,020円	5,020円
4 時間30分以上 5 時間未満	10,740円	8,070円	6,440円	5,370円
5 時間以上 5 時間30分未満	11,440円	8,600円	6,860円	5,720円
5 時間30分以上 6 時間未満	12,140円	9,130円	7,280円	6,070円
6 時間以上 6 時間30分未満	12,840円	9,660円	7,700円	6,420円
6 時間30分以上 7 時間未満	13,540円	10,190円	8,120円	6,770円
7 時間以上 7 時間30分未満	14,240円	10,720円	8,540円	7,120円
7 時間30分以上 8 時間未満	14,940円	11,250円	8,960円	7,470円
以下30分を超えるごとに	700円	530円	420円	350円

(3) 車両移送時加算

	加算額 (従事者対利用者の割合別)			
	1 対 1	1 対 2	1 対 3	1 対 4
1 回につき	500円	380円	300円	250円

備考 車両移送時加算とは、第2条第3項に基づく支援を行った場合に算定できるものとする。

2 第3条第1項第3号アおよびイのサービスにかかる単価

1 回につき (片道)	1,500円
-------------	--------

備考 片道1,500円とし、他の加算は、算定しない。

3 第3条第1項第4号のサービスにかかる単価

1の(1)基本単価および(2)車両移送時加算の単価の合計により算定する。

別記様式第1号（第5条関係）

日野町障害者地域生活支援事業利用申請書

年 月 日

日野町長 宛

日野町地域生活支援事業（移動支援事業）を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ					生年月日	
	氏名	印				個人番号	
	住所						電話番号
フリガナ					生年月日		
支給申請にかかる児童氏名					続柄		
身体障害者手帳	番号	障害程度	級	療育手帳	番号	精神保健福祉手帳	番号
	障害の部位				障害程度		障害程度
他のサービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分	1・2・3・4・5・6	有効期間	
		他のサービスの利用状況 居宅介護（身体介護・家事援助・通院介助有・無・乗降介助）・行動援護・短期入所・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・生活介護・その他（ ）					
	介護保険	介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護1・2・3・4・5		
申請の種類・内容	移動支援事業	内容	社会参加・余暇支援・その他（通学、通所等）				
所得状況	ア 生活保護世帯 イ 町民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額および障害基礎年金等の収入が80万円未満のもの ウ 町民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額および障害基礎年金等の収入が80万円以上のもの エ 町民税課税世帯						

地域生活支援事業のサービス受給に際し、必要のあるときは障害程度区分・支給量等の決定において、認定調査内容、主治医意見書、判定結果等を関係機関に提示することに同意します。また、自立支援給付および本人・扶養義務者の所得の状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認することを承諾します。

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

別記様式第 2 号 (第 6 条関係) (略)

別記様式第 3 号 (第 6 条関係) (略)

別記様式第 4 号 (第 6 条関係) (略)

別記様式第 5 号 (第 8 条関係) (略)

別記様式第 6 号 (第 9 条関係) (略)

別記様式第 7 号 (第 13 条関係) (略)

別記様式第 8 号 (第 13 条関係) (略)